

松 脱 炭 号
令和 6年12月 3日

北海道知事 鈴木 直道 様

松前町長 若佐 智弘

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和6年12月2日付け環境第863号により照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 意見照会対照図書
（仮称）檜山沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書
- 2 意見
別紙のとおり

担当：脱炭素推進課

主任 堀川 将人

Tel：0139-42-2275 内線 210

Mail：shouto.horikawa@town.matsumae.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 6.12. - 4 収受

第 640 号

(別紙)

(仮称) 檜山沖における洋上風力発電事業の計画の趣旨並びに事業内容を検討の結果、下記の事項に対し適正な対応を望みます。

(1) 法定協議会意見の遵守

法定協議会による、意見内容を遵守し適切に対応していただきたい。

(2) 檜山沖洋上風力発電説明会の開催

当該海域は、当町の神山地区に隣接しているため、影響のある箇所への設置を検討される場合におかれましては、説明会等を開催し住民への十分な説明を行っていただきたい。

(3) 交通への影響

国道228号線は、松前町と他町を繋げる生活道路であるほか、災害発生時には重要な役割を担うことから、資材運搬等で利用するにあたっては、交通への影響を及ぼすことのないように十分に留意していただきたい。

厚 政 策
令和6年12月 3日

北海道知事 鈴木直道様

厚沢部町長 佐藤正秀

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和6年（2024年）12月2日付け環境第863号で照会のありました標記の件について、意見等ない旨回答いたします。

（政策推進課政策推進係）

環境生活部環境局環境政策課

- 6.12.- 6 収受

第 640-2 号

江 総 務

令和 7 年 1 月 7 日

北海道知事 鈴木 直道 様

江差町長 照井 誉之介

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和 6 年（2024 年）12 月 2 日付け環境第 863 号を以て照会のあった主題について、
別紙のとおり回答致します。

総務課

担当：主幹 伊藤 公

電話：0139-52-6711（ダイヤルイン）

e-mail：akira.ito@town.hiyama-esashi.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 7. 1. - 8 収受

第 640-3 号

(別紙)

(仮称) 檜山沖における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

本配慮書において、重大な影響のおそれのある計画段階配慮事項として、「騒音」、「風車の影」、「動物」、「植物」及び「景観」の5項目が選定されているが、それぞれの項目或いは事業計画全体を通じて懸念される事項について、下記のとおり意見を述べる。

1 全体的な事項

(1) 本事業は、総出力が 1,140,000kw と大規模な洋上風力発電事業であり、また、単機出力においても、最大で 15,000~20,000kw 級と国内でも最大規模の風力発電機を設置する計画であることから事業の実施にあたっては計画段階で想定し得ない環境影響が発生する可能性がある。

このため、今後の調査、予測及び評価にあたっては、最新の国内外の知見の収集に努め、専門家等から助言を得るなどし、その内容を踏まえ慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施すること。

(2) 本事業の環境影響評価の実施にあたっては、地域住民や漁業者等に対し丁寧な説明を行い、十分なコミュニケーションを図るよう努めること。

(3) 今後の事業計画の検討にあたっては、工事着手後或いは施設稼働後において影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価し、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に反映すること。

(4) 方法書以降の図書の作成にあたっては、専門的な表現を可能な限り用いず解説や図表を記載するなど、地域住民や関係者等にとって丁寧かつわかりやすい図書となるよう努めること。

2 個別的な事項

(1) 騒音及び超低周波音

風力発電機設置区域から 2.0km の範囲には、住宅や学校、病院及び福祉施設等が 9,792 件存在しており、配慮書においても騒音の影響について回避又は低減が可能であると評価されているが、風力発電機の配置等の検討にあたっては、居住

の可能性のある建物及び配慮が特に必要な施設からの離隔距離を考慮し、生活環境への影響に十分配慮すること。

なお、超低周波音について、計画段階配慮事項として選定されていないが、生活環境に係る影響として、追加要素として調査、予測、評価されたい。

(2) 風車の影

風車の影に関する影響範囲、2.7 kmの範囲内には、配慮が特に必要な施設等が11,269戸存在していることから、居住の可能性のある建物及び配慮が特に必要な施設からの位置関係に留意した風力発電機の配置等の検討や、選定した風力発電機の機種及び配置から日影図を作成し、風車の影の影響範囲及び影響時間を定量的に予測されたい。

(3) 動物

事業実施想定区域及びその周囲には、陸域及び海域において、海鳥の重要生息地（マリーンIBA）である「松前小島」、「弁天島」及び道立自然公園である「狩場茂津多道立自然公園」の一部、生物多様性の観点から重要度の高い「茂津多岬周辺」、「尾花岬周辺」、「奥尻島」及び「松前半島南部」、「日本海・津軽海峡周辺海域」及び「渡島半島西部」が存在している。

オジロワシやオオワシ、ガン類等の渡り鳥の移動ルートや松前大島（渡島大島）、松前小島（渡島小島）で繁殖しているオオミズナギドリやウトウ等の当該海域における利用状況、洋上におけるコウモリ類の飛翔状況について、施設の存在及び稼働に伴いバードストライクや移動経路の阻害等の影響が生じる可能性があることから、調査にあたっては、専門家の助言を得ながら、十分な日数及び回数を設定すること。

また、海域に生息する動物の重要な種についても、地形改変及び施設の存在により、生息環境の変化及び影響が生じる可能性があることから、現地調査等により、最新知見及び先行事例等を参考に、必要に応じて環境保全措置の検討を行うこと。

(4) 植物

事業実施想定区域及びその周囲の海域において、重要な種の生息環境の一部の存在や藻場が分布しており、事業着手により藻場への影響が生じる可能性があることから、植物の重要な種の生育状況及び藻場の現況を現地調査等により把握に

努め、風力発電機の基礎構造及び配置に基づいた予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行うこと。

(5) 景観

事業実施想定区域の周囲は、景観法に基づく景観計画区域に指定されており、特に本町は、北海道初となる日本遺産認定の町として、また、日本で最も美しい村連合加盟自治体として、日本海に沈む夕日などの原風景を大切にしている。

このため、事業計画の検討にあたっては、当町が定めるゾーニングマップ及び環境配慮事項を遵守の上、フォトモンタージュや3D表現モデル等を使用した風力発電機の視認状況の確認のほか、かもめ島周辺の眺望点については、景観評価方法に関する最新の知見を踏まえた影響予測・評価を実施し、影響の程度に応じて風力発電機の配置や高さ、規模等について十分な配慮を行うこと。

なお、調査にあたっては、近景、中景及び遠景について適切な調査地点を選定し、調査、予測、評価を行い、その結果について、行政や関係機関、住民に対して説明を行うこと。

(6) その他

江差港は、地方港湾として入港船舶及び海上入出貨物の拠点である。

また、江差・奥尻間の定期航路でもあることから、今後の事業計画の検討にあたっては、漁業関係者はもとより港湾利用関係者との十分な協議を行うこと。

特に、限られた漁場で多種多様な漁を行っている漁業関係者とは、風力発電機の配置場所や海底ケーブルの敷設の在り方など十分な協議を行うこと。

八 熊 商 第 98 号
令和 7 年 1 月 17 日

北海道知事 鈴木 直 道 様

八雲町長 岩 村 克 詔

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和 6 年 1 月 2 日付け環境第 863 号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

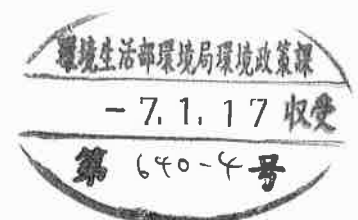
1 意見照会対象図書

（仮称）檜山沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書

2 意見

- （1）事業実施想定区域内における海洋生物の生息状況及び漁場の利用状況を把握し、海洋生物の生息環境や漁場への影響を十分に調査すること。
- （2）八雲町はオオワシ・オジロワシ・イヌワシ等の希少猛禽類の飛来・営巣が確認されている。また、これらの希少猛禽類に限らない鳥類への配慮も必要なことから、詳細な調査及び予測を行い、バードストライクなどの重大な環境影響の有無について評価すること。
- （3）近隣住民への騒音及び低周波音や風車の影による環境影響について、十分に調査すること。
- （4）各検討段階において、眺望景観への配慮をすること。
- （5）地域住民及び関係団体等に対して、事業計画や環境影響に関し、具体的かつ丁寧に説明し合意形成を図ること。特に、漁業者や漁業協同組合等関係団体に対しては、海洋生物の生息環境や漁場への影響、海域の利用など漁業活動に影響が及ぶものに関して、具体的かつ丁寧に説明し合意形成を図ること。
- （6）八雲町では、「風力発電に係るゾーニング」を策定しており、陸上区域を対象としたゾーニングではあるが、風力発電に対する町の考え方をまとめているので、十分に参考のうえ、計画を検討すること。

（八雲町熊石総合支所産業課商工観光労働係）



上総政第 890号
令和7年 1月10日

北海道知事 鈴木 直道 様

上ノ国町長 工 藤 昇

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和6年12月2日付け、環境第863号で照会のありました件につきまして、（仮称）檜山沖における洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見はありません。

総務課政策推進室
室長 谷口 博文
0139-55-2311 内線 207

環境生活部環境局環境政策課

- 7. 1. 17 収受

第 640-5 号

乙 町 資
令和 6 年 1 月 17 日

北海道知事 鈴木直道様

乙部町長 寺島 努

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和6年12月2日付け環境第863号で照会のありました、(仮称)檜山沖における洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に係る意見について、下記のとおり回答します。

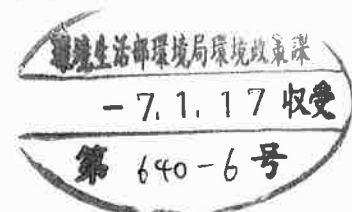
記

1 総括事項

- (1) 本事業の実施において、重大な環境影響を回避又は十分に低減することができることの根拠を示すことが出来ない場合は、事業規模の縮小などの事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 本事業では、国内でも例のない大規模な発電施設の整備を計画していることから、環境影響評価項目の選定については、過去の例や文献にとらわれることなく慎重な選定を行うこと。また、想定し得ない環境影響が発生する可能性も念頭に適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 日常生活において配慮が必要とされる方が生活している施設として、障害者支援施設やグループホーム、通所施設等の障害福祉サービス事業所が考えられるが、当該施設を配慮が特に必要な施設として環境影響評価を行うことについて検討すること。
- (4) 方法書以降の環境影響評価手続きについて、地域住民に対する説明を十分かつ丁寧に行うとともに、図書作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、地域住民が理解しやすい内容となるよう努めること。

2 個別事項

- (1) 工事用資機材の搬出入及び建設機械の稼働による影響については、方法書以降の手続きにおいて予測及び評価をすることとしているが、海底ケーブル敷設に伴う地形改変、電磁場や熱の発生、工事中の水の濁りの発生等、環境影響についても適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 騒音、低周波及び風車の影による環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、



環境影響が生じる場合は、発電施設を住居等から離隔するなど、環境影響の回避を行うこと。

- (3) 本配慮書において、環境影響を受ける範囲であると想定される地域は、日本海を望む豊かな自然景観に恵まれており、観光資源としても地域経済にとって大きな存在となっている。本事業の実施により眺望景観に重大な影響を及ぼすことは明らかであることから、眺望点を利用する観光客や地域住民、関係機関等に対し、フォトモンタージュを提示した聞き取りを行うなど、眺望景観への影響について調査し、適切な予測及び評価を行うこと。また、垂直視野角のみならず、眺望景観の遮へいや阻害の有無、周辺景観との不調和や違和感の有無等適切な調査、予測及び評価を行い、景観への影響の回避を行うこと。

(町民課資源環境係)

奥　　ゼ　　ゼ
令和 7 年 1 月 17 日

北海道知事 鈴木 直 道 様

奥尻町長 新 村 卓 実

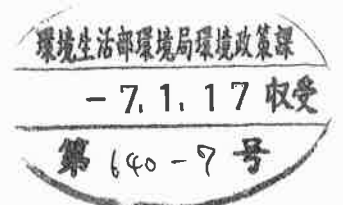
計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和 6 年 1 2 月 2 日付け環境第 8 6 3 号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 意見無し

4/17



今 未 創 第 6 号
令和 7 年 1 月 17 日

北海道知事 鈴木直道 様

今金町長 中島光弘

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和6年12月2日付け環境第863号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答しますので、お取り計らい方お願いします。

記

- 1 事業者名・意見照会対象図書
事業者名：北海道電力株式会社
対象図書：(仮称) 檜山沖における洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
- 2 意見
特になし

今金町未来創生推進室
TEL：0137-82-0111
FAX：0137-82-2492
メール：imk-mirai@town.imakane.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課
- 7.1.17 収受
第 640-8 号

せ町2920004号
令和7年 1月17日

北海道知事 鈴木直道 様

北海道せたな町長 高橋 貞 光



「(仮称) 檜山沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に対するせたな町としての意見について

令和6年12月2日付、環境第863号にて意見を求められていた「(仮称) 檜山沖における洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、下記のとおり提出します。

記

計画段階環境配慮書に記載された評価方法及び調査、予測、評価の手法については概ね適切であると判断いたします。

町民児童課環境衛生係長 原田
電話 0137-84-5113

環境生活部環境局環境政策課

- 7.1.22 収受

第 640-9 号

島 企 産 号
令和7年1月17日

北海道知事 鈴木 直道 様

島牧村長 夏井 一充

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和6年12月2日付け環境第863号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- (1) 事業計画を詳細にしていくに当たっては、地域住民及び関係団体に対し事業内容や事業が及ぼす影響について丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえ、周辺環境の保全に最大限配慮すること。
- (2) 環境保全措置を検討するに当たっては、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れるとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を実施するなど、適切に対応すること。

島牧村企画産業課
担当：奥
電話：0136-75-6212
E-Mail：kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 7.1.23 収受

第 640-10号